

谷津干潟

やつひがた

千葉県習志野市



谷津干潟の風景

[登録番号] 615

[登録年月日] 1993年6月10日

[面積] 40ha

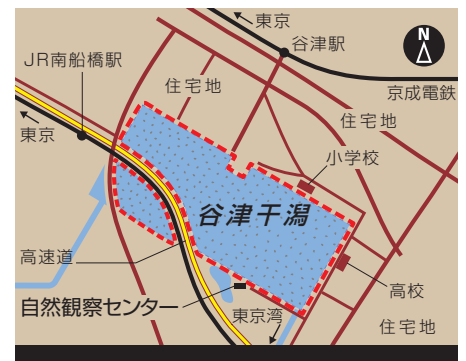
[湿地のタイプ] G:潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区
[国際登録基準] 3

湿地の概要

谷津干潟は、東京湾の海岸線から約2km内陸に位置する、40ヘクタールの砂質・泥質干潟である。東京都心から鉄道で30分ほどの近さにある住宅地区で、マンションや学校、高速道路などに囲まれ、東と西の2本の水路で東京湾とつながっている。四方はコンクリート壁で囲われ、周辺は谷津干潟公園として整備されている。干満によって潮の出入りがあり、満潮時には水深約1mの海水面となり、プランクトン、エビ、カニ、貝、ゴカイ、魚など数多くの生きものが生息している。また、渡り鳥であるシギ・チドリ類にと

って、渡りの途中の栄養補給と休息をとるための中継地として重要な役割を果たしている。なお、国指定鳥獣保護区にも指定されている。かつて東京湾一帯には、日本でも有数の広大な干潟が広がり、谷津干潟周辺では海水浴や潮干狩り、谷津遊園を訪れる行楽客を、東京周辺のみならず関東一円から集めていた。千葉県による公有水面埋立の過程で周りは次々と埋め立てられ、工業用地、住宅地、道路などへと変貌した。開発が進むなかで、地元の人々の熱心な保護活動によって残された。



湿地にかかわる動植物

ゴカイ・カニ・貝・魚、水鳥などたくさんの生きものが生息している。子育てのために南からやってくるオオヨシキリ、コアジサシ、コチドリなどの夏鳥、越冬のために北からやってくるカモ、ハマシギ、ユリカモメなどの冬鳥、そして春と秋の渡りの途中に立ち寄る多くのシギやチドリなどの旅鳥と、四季を通してたくさんの野鳥の生息地になっている。特に、シベリアなどの北の国と東南アジアやオーストラリアなどの南の国を行き来する旅鳥にとって谷津干潟は渡りの途中の中継地として重要な場所となっている。また、

泥質のためゴカイやカニが多く生息している。このため、これらを餌にするシギやチドリの採食場としての存在価値が高い。一年間に谷津干潟で確認される野鳥の種類は約110種である。



ヤマトオサガニ



毎年やってくるキアシシギとキョウジョシギ



ゴカイを食べるメダイチドリ

保全・管理の取組

環境省では、2010年度から2019年度まで、鳥類の採餌環境の改善を図ることを目的に「国指定谷津鳥獣保護区保全事業」として、ゴカイ等の底質・底生生物のモニタリング、アオサの分布・腐敗状況のモニタリング、悪臭の原因となる硫化水素の観測調査などを行いながら、アオサの吹き寄せ対策（杭やオイルフェンスの設置、嵩上げ）、水路の堆積物除去、干潟の嵩上げ等の様々な方法で、干潟の保全や周辺環境改善に向けた取組を実施した。その結果、嵩上げ箇所では、鳥類が休

憩する様子が認められる等の変化が確認された。また、干潟の干出面積も増加したと推定されている。2020年度以降は、底質や底生生物など、干潟内の環境変化のモニタリングを実施しながら、対策工事の効果を検証している。

習志野市では、習志野市谷津干潟自然観察センター（以下「自然観察センター」）を指定管理者により管理運営している。環境保全につながる取組を普及させるとともに、干潟や鳥類をはじめ、自然環境の重要性について、周知、啓発を続けている。



外来種ホンビノスガイ採集イベント



2022年度谷津干潟の日ゴミ拾い



ジュニアレンジャー生きもの案内

ワイズユースの取組

習志野市は干潟の保全には市民の参加と協力が不可欠と考え、自然観察センターを拠点に市民ボランティアを受け入れ、活動を展開している。また、小・中学校が対象の「谷津干潟ジュニアレンジャー」やユース世代の「谷津干潟ユース」など育成事業も行っている。習志野市は環境基本条例において、登録日である6月10日を「谷津干潟の日」と定めている。自然観察セン

ターでは、毎年その前後に地域協働による行事を企画運営している。小中高、大学、市民団体などを対象に、干潟をフィールドにした干潟の生態系や保全を学ぶ体験プログラムを実施している。鳥のカービングや手作りおもちゃ、紙芝居など独自の教材開発にも取り組んでいる。また、1998年に豪州ブリスベン市と習志野市は湿地提携し、情報交換や人的交流を深めている。

関連自治体

習志野市役所 ☎047-451-1151

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています（日本は、1980年に加入）。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

- 基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。
- 基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。
- 基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。
- 基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。
- 基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。
- 基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。
- 基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。
- 基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。
- 基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

谷津干潟 (やつひがた)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 谷津干潟ワイズユースパートナーズ (谷津干潟自然観察センター指定管理者)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにいただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03